



板橋区国土強靱化 地域計画



板橋区



東日本大震災をはじめとする地震災害や令和元年の台風第 19 号による水害など、近年、人々の暮らしに甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生し、その度に長期間にわたる復旧・復興を余儀なくされています。

国は、東日本大震災を教訓に、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な推進を目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、国土強靱化に向けた取組を推進しています。

板橋区においても、切迫する首都直下地震をはじめ、気候変動により激甚化する台風被害や豪雨災害などの大規模水害が危惧されています。さらには新型コロナウイルス感染症の対策に努めている今日、これまで以上に強としなやかさを備えたまちづくりや体制の構築を推進していくため、「板橋区国土強靱化地域計画」を策定しました。

この計画は、名称は「計画」であるものの、その性格はいわゆる「基本方針」に相当するものです。板橋区における防災・減災にかかる基本的な考え方は、区の最上位の計画である「板橋区基本構想」において「万全な備えの安心・安全」ビジョン及び「快適で魅力あるまち」ビジョンを掲げ、「板橋区基本計画 2025」において、それらのビジョンを実現するための基本政策と施策を定めています。さらに、それらの政策・施策を具体化するものとして、ソフト面では「板橋区地域防災計画」や「板橋区水害避難等対応方針」、ハード面では「板橋区都市づくりビジョン」や「板橋区耐震改修促進計画 2025」、各まちづくりの計画など、個別の行政計画等を定め、防災・減災にかかる取組を推進しています。

この計画は、既に率先して取り組んできた板橋区の防災・減災に関する基本方針を改めて整理したものであり、この計画の方針に基づく具体的な取組は、これまで通り、個別の行政計画等において積極的に展開してまいります。

今後も引き続き、区民の皆様や国、東京都、関係機関と連携しながら、防災・減災に資する取組をハードとソフトの両面から総合的に推進し、災害に強い安心・安全なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の推進と見直し	3
	(1) 計画の推進	3
	(2) PDCAサイクルによる計画の推進	3
	(3) 推進体制	3
	(4) 計画の見直し	3
4	区の地域特性	4
5	強靱化の基本的な考え方	9
	(1) 基本的な考え方	9
	(2) 防災との違い	10
	(3) 想定する災害	10
6	策定のプロセス	11
7	目標の設定	12
	(1) 基本目標	12
	(2) 事前に備えるべき目標	12
8	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	13
9	脆弱性の評価・強靱化のための推進方針	15

1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する国土強靱化に向けた取組を進めている。

国の動きに合わせ、東京都においても、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにし、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、「東京都国土強靱化地域計画」を策定した。

区では、これまでも「板橋区地域防災計画」や個別の行政計画等に基づき、ハード・ソフトの両面から防災対策等の取組を進めてきたが、基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画として「板橋区国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、強さとしなやかさを備えた持続可能なまちづくりを進めていく。

国土強靱化とは？

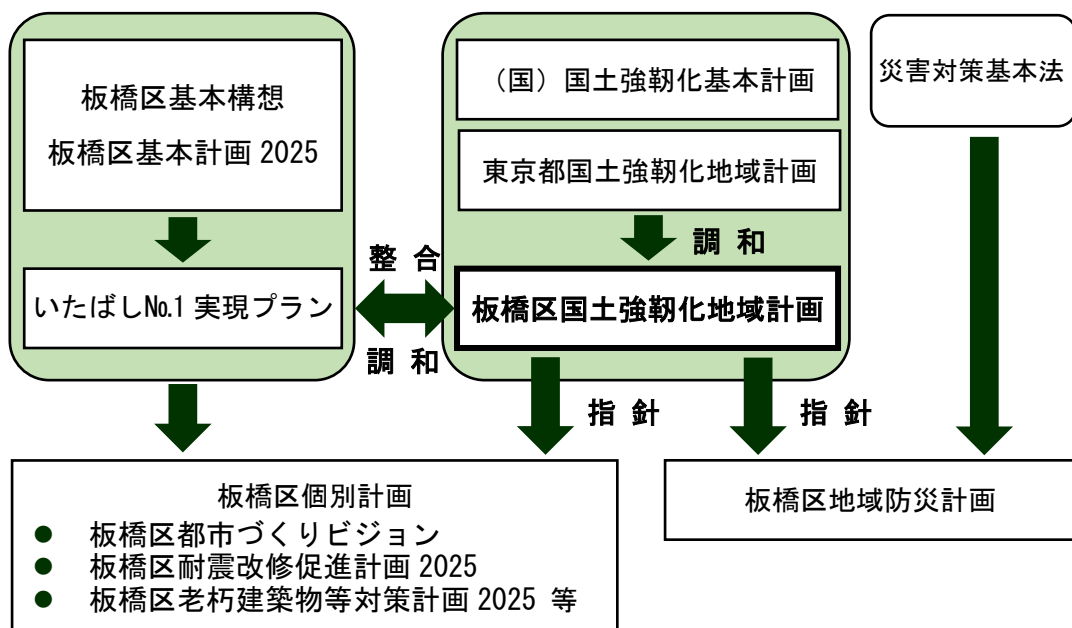
これまで、大規模自然災害の度に甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を図る事後対策を余儀なくされてきた。

国土強靱化とは、大規模自然災害の備えとして、最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた地域づくりを推進するものである。

2 計画の位置づけ

基本法第13条に「国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されていることから、国土強靱化に係る区の実施計画の指針としての性質を有するものとする。

そのため、区政運営の指針である「板橋区基本計画」との整合・調和を図りつつ、自然災害別の対処を具体的に示している「板橋区地域防災計画」及び個別の行政計画等において、国土強靱化の観点から、策定や見直しを行う際の指針として位置づけることとする。



地域防災計画との違い

地域防災計画

地震や風水害に対し、主に発災時・発災後の応急・復旧の体制を定めた計画

国土強靱化地域計画

発災前（平常時を含む）の備えを中心に、ソフト面（ハザードマップの作成・活用、防災訓練等）とハード面（道路の整備・施設の耐震化等）の取組を、国土強靱化の考えに基づき幅広く位置づけた計画

3 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、個別の行政計画等を実施することにより、施策の推進を図る。

(2) P D C Aサイクルによる計画の推進

本計画を着実に推進するため、各施策や関連事業等の進捗状況を把握・検証することにより、P D C Aサイクルを実践する。

(3) 推進体制

全庁横断的な体制のもと、本計画を推進していく必要がある。また、地域の強靱化に向けて、国や東京都、近隣区、関係事業者、区民等との連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化等、平常時から関係構築を進めて効果的な施策の実施に努める。

(4) 計画の見直し

区の基本計画、国や東京都の国土強靱化に係る計画の見直し、大規模自然災害による社会情勢の変化等が発生した場合には、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び脆弱性の再確認を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

なお、本計画は、個別の行政計画等における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に関わる他の計画等については、それぞれの見直し及び修正等の時期に合わせて必要な検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

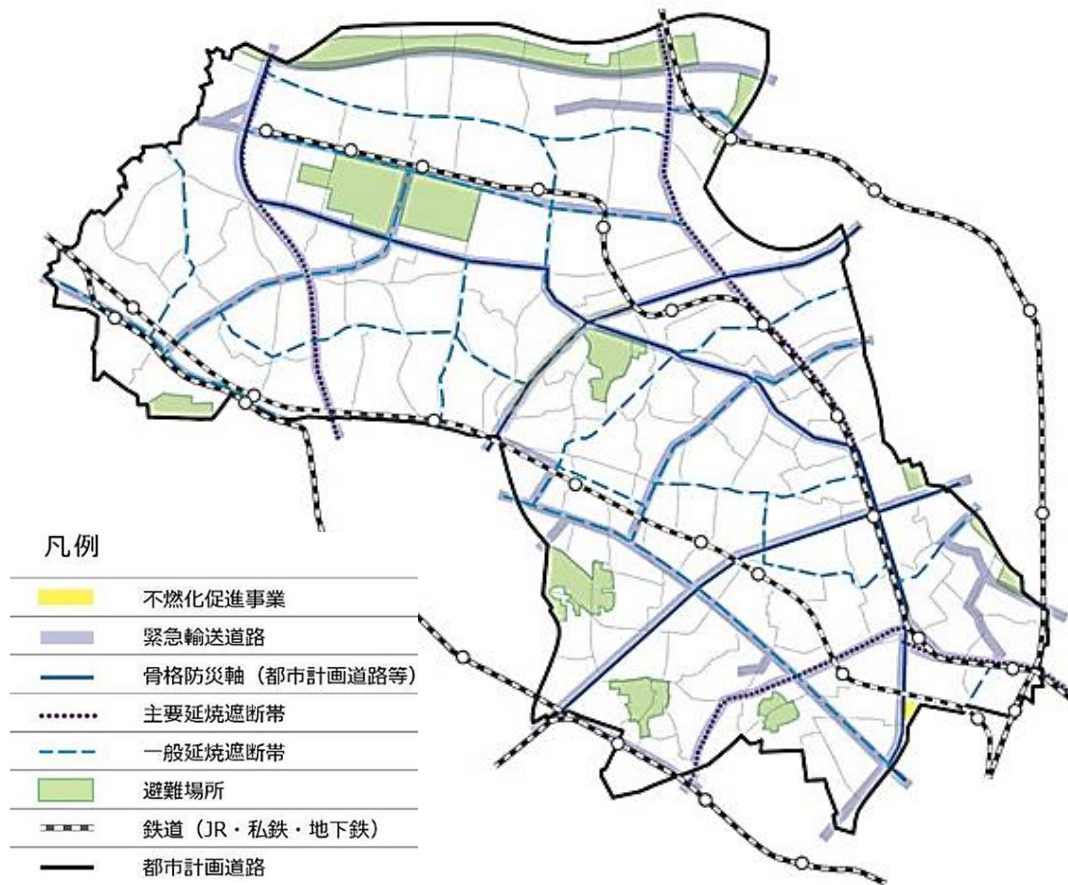
4 区の地域特性

板橋区は23区の北西部に位置し、平均海拔30メートル前後の武蔵野台地と、河川の氾濫や雨水の浸蝕等により粘土質砂や砂礫等が堆積した荒川の沖積低地で形成されている。

概ね北部が低地、南部が高台となっており、最も高い地点は徳丸変電所付近（約35メートル）で、低い地点は新河岸川と荒川にはさまれた地点（約2メートル）となっている。

区内の交通は、東武東上線、都営三田線、JR埼京線等、5本の鉄道路線が走り、主要幹線道路として中山道、川越街道、環状七号線、環状八号線、首都高速5号池袋線等が通っている。

防災ネットワーク図

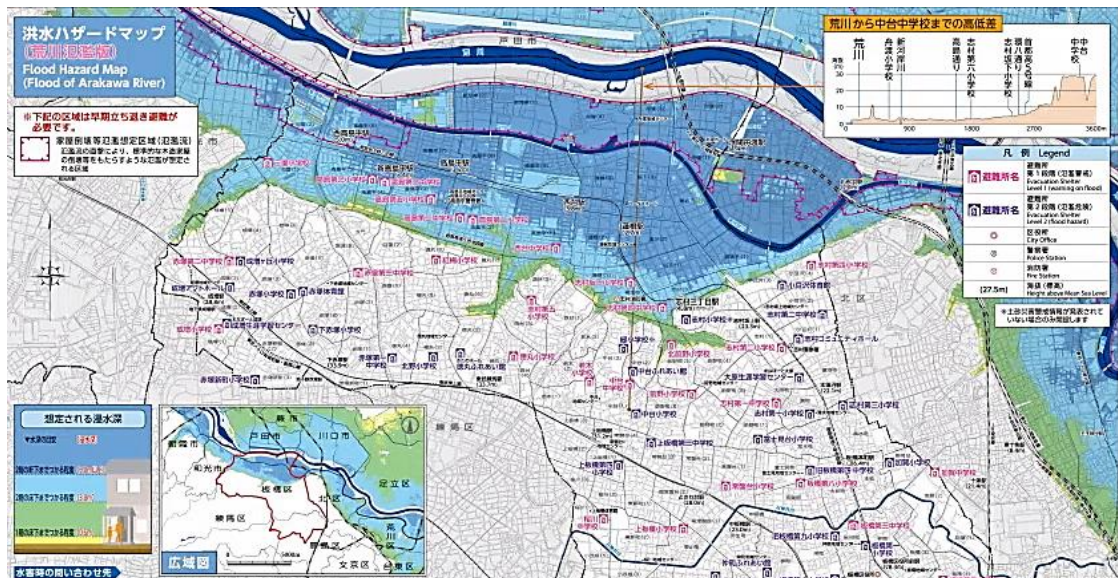


※ 不燃化特区事業については、P36を参照

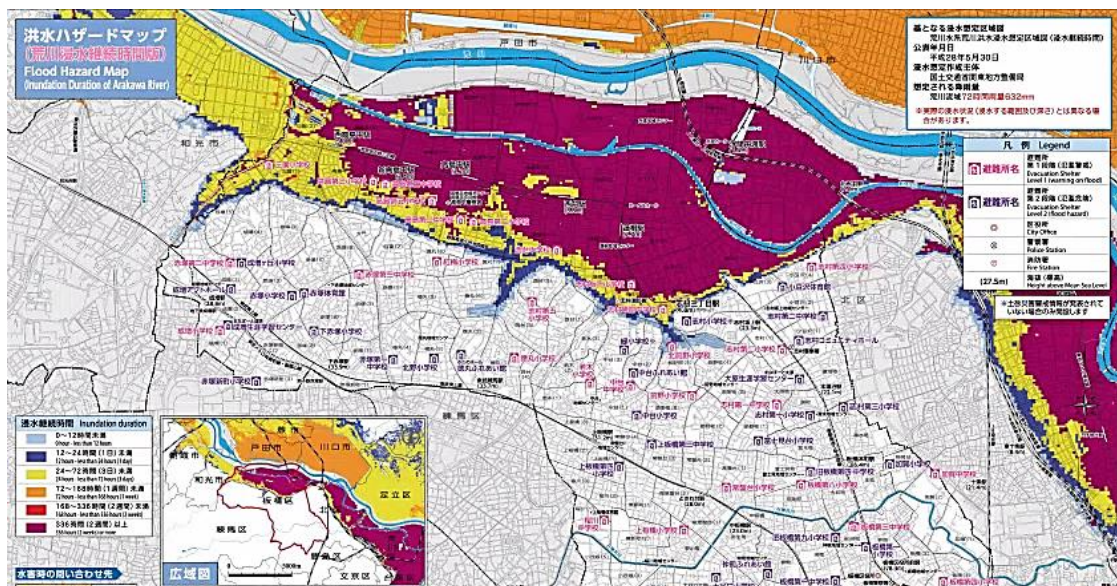
区内の河川は、荒川、新河岸川、白子川及び石神井川等があり、高島平、新河岸、舟渡地域は、その多くが荒川氾濫時に想定される浸水深が5m以上のエリアとなっている。また区内各地で、東京都が指定する土砂災害警戒区域にあたる危険な崖等が点在しているほか、木造住宅密集地域、細街路等が現存し、災害発生時における様々なリスクを抱えている。

首都高速5号池袋線以北では、荒川が氾濫した場合、最も深い場所で5m以上浸水し、2週間以上浸水が継続する恐れのある地域が多く存在している。

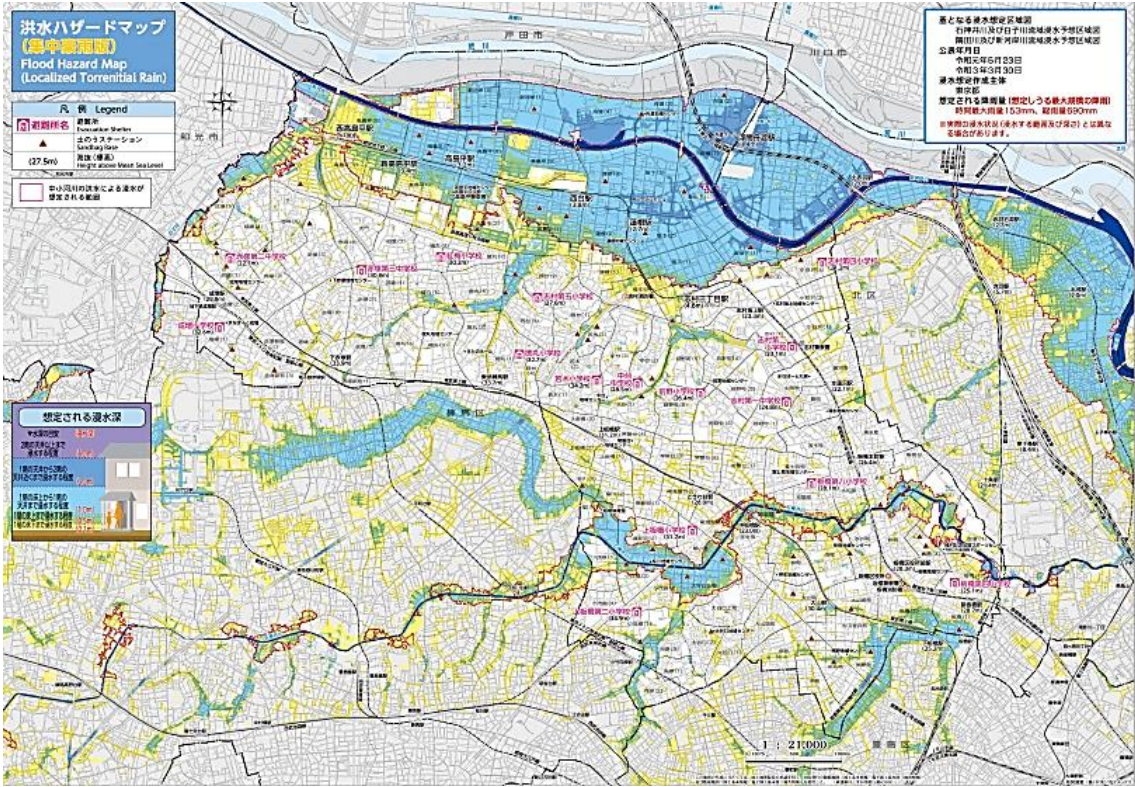
板橋区洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）



板橋区洪水ハザードマップ（荒川浸水継続時間版）



板橋区洪水ハザードマップ (集中豪雨版)



区内には、大雨等による地盤のゆるみや地震等の影響で崖崩れが発生する恐れがある箇所として、土砂災害警戒区域が存在している。

板橋区土砂災害ハザードマップ

住所索引

住所	土砂災害警戒区域	土砂災害危険区域	土砂災害特別警戒区域
板橋区北町1丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町2丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町3丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町4丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町5丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町6丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町7丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町8丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町9丁目1番1号	○	△	□
板橋区北町10丁目1番1号	○	△	□

事前の備え

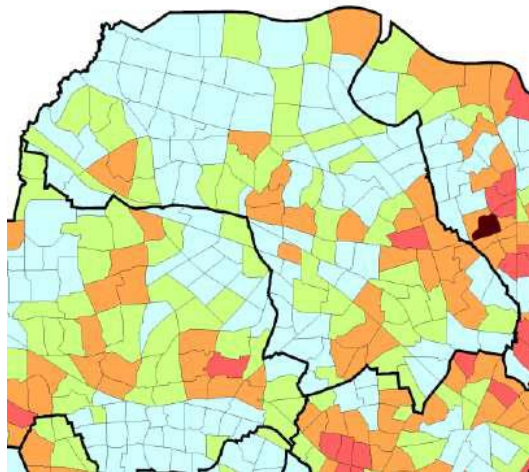
避難行動のしかた

避難行動チェックリスト

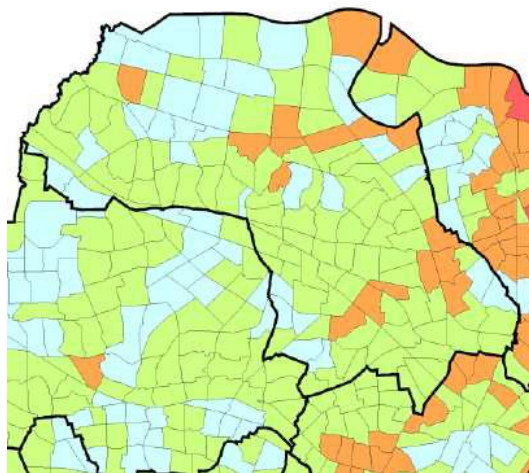
日頃の備え

区内には、老朽化した木造建築物や狭い道路が多く存在しており、東京都が公表している地域危険度では、地震の揺れによる建物倒壊や火災の延焼リスクを抱えている。

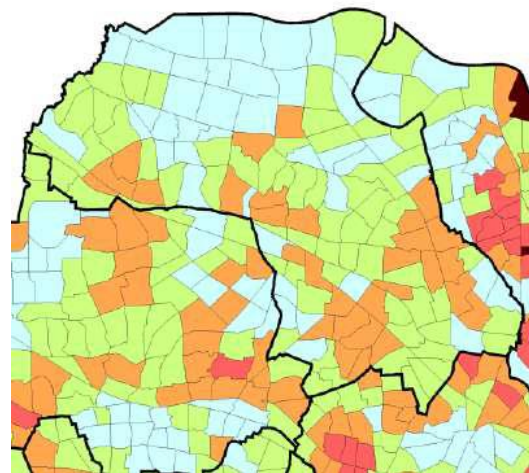
総合危険度



建物倒壊危険度



火災危険度



- 総合危険度・・・以下の2つの危険度に災害時活動困難度を加味して総合化したもの
- 建物倒壊危険度・・・地震の揺れによる建物倒壊の危険性
- 火災危険度・・・地震の揺れによる出火と延焼の危険性

※ 地震による危険性を地域危険度として測定し、町丁目ごとにランク1(低)から5(高)までに相対評価したもの。この調査は東京都震災対策条例に基づき、概ね5年ごとに東京都が実施している。

「地震に関する地域危険度測定調査〔第8回〕」(平成29年度 東京都都市整備局)

5 強靱化の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

区における防災・減災にかかる基本的な考え方は、区の最上位の計画である「板橋区基本構想」において「万全な備えの安心・安全」ビジョン及び「快適で魅力あるまち」ビジョンを掲げ、「板橋区基本計画 2025」において、それらのビジョンを実現するための基本政策と施策を定めている。さらに、それらの政策・施策を具体化するものとして、個別の行政計画等を定め、ソフト・ハード両面から防災・減災にかかる取組を推進している。

本計画は、国の方針に沿い、既に率先して取り組んできた区の防災・減災に関する基本方針を、国土強靱化の観点から、個別の行政計画等の指針となるよう整理したものである。

本計画の方針に基づく具体的な取組は、これまで通り、個別の行政計画等において積極的に展開していく。

ビジョン（あるべき姿） ～ 板橋区基本構想（抜粋） ～

「万全な備えの安心・安全」ビジョン

- 自助・共助・公助の連携によって防災・防犯対策が充実し、災害や犯罪などのリスクが低減され、安心して暮らせる地域コミュニティとネットワークが形成されています。
- 倒れない、燃え広がらないまちづくりが進み、災害が起こっても助けあいながら行動できる安心感があります。
- 新たな感染症などによる健康危機への対策が充実し、区民の健康に関する安全と安心が確保されています。

「快適で魅力あるまち」ビジョン

- 都心に短時間でアクセスできる鉄道路線などを活かしながら、地域特性を踏まえ、駅周辺や商店街などを中心に快適に生活や移動ができるまちづくりが進み、にぎわいや交流を生み出しています。
- すべての人々が快適かつ安全に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりが進み、暮らしやすい住環境や安心して歩行や移動ができる安全が確保されています。
- 安全面や快適性などにも配慮しながら、情緒あるまちなみなど美しい景観を創出し、未来へつなぐまちづくりが地域で進んでいます。

(2) 防災との違い

「防災」と「国土強靱化」は災害への対策という点で共通するが、「防災」は、基本的には、地震や洪水等のリスクを特定し、そのリスクに対する対応をとりまとめるものである。例えば、「板橋区地域防災計画」では、各災害に共通する対策を設けつつ、「震災編」「風水害編」とリスクごとに計画が立てられている。

一方、「国土強靱化」はリスクごとの対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えて、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さとしなやかさ」を備えた行政機能、地域社会を事前につくり上げていこうとするものである。

(3) 想定する災害

区の地域特性を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震等の大地震、気候変動により激甚化する台風や集中豪雨による水害や土砂災害、富士山噴火による降灰等の大規模自然災害を想定する。また、複合的な災害についても、それぞれの災害への取組を推進していくことにより対応していく。

6 策定のプロセス

「国土強靱化基本計画」及び「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、以下の手順で区の強靱化に向けた取組を整理した。

① 目標の設定

区の強靱化を推進するための「基本目標」と、より具体的な達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を設定する。

② リスクシナリオの設定

区の地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を妨げる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

③ 脆弱性の評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性の評価を行い、課題を抽出する。

④ 取組の整理

脆弱性の評価をもとに、取り組むべき施策を整理する。

7 目標の設定

(1) 基本目標

大規模自然災害発生時は、人命の保護が最優先事項である。国土強靱化の本質が「強さとしなやかさ」であることから、致命的な被害の回避、被害の最小化に向けた「強さ」の備えと、迅速な復旧・復興を目指した「しなやかさ」を備えることが重要である。

区の強靱化を推進するため、「国土強靱化基本計画」と「東京都国土強靱化地域計画」に掲げられた基本目標、区の地域特性を踏まえ、4つの「基本目標」を設定し、本計画を推進する。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること
- 4 迅速な復旧・復興に資すること

(2) 事前に備えるべき目標

「国土強靱化基本計画」と「東京都国土強靱化地域計画」を参考に、「基本目標」の実現に向け、大規模自然災害を想定した、より具体的な達成すべき目標として、8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

目標1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
目標2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
目標3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
目標4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
目標5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
目標6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標7	制御不能な二次災害を発生させない
目標8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 起きてはならない最悪の事態の設定 (リスクシナリオ)

東京都が設定するリスクシナリオを参考に、区の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
目標1	大規模自然災害発生時に人命の被害が最大限に図られる	1-1	住宅密集地における火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3	大規模自然災害発生直後から必要行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	区の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
目標4	大規模自然災害発生直後から必要情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
目標 5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
目標 6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・ガス・上下水道等の供給機能の停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	風評被害等による経済等への甚大な影響
目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

9 脆弱性の評価・強靱化のための推進方針

区の地域特性を踏まえ様々な課題の抽出を行い、ソフト・ハード両面から防災・減災にかかる施策を積極的に推進している個別の行政計画等から、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、国土強靱化に関する課題及び取組を取りまとめた。

事前に備えるべき目標 1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

1-1 住宅密集地における火災等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

不燃化の促進

- 首都直下地震発生の切迫性が指摘されるなか、災害に強いまちづくりを進めるため、建物の不燃化や耐震化、公園や避難道路の整備等を促進することが必要である。
- 区内には、耐震性が不足する建築物等が依然として多く残っている。建築物等の倒壊による死傷者及び火災の発生を防止するため、建築物等の耐震化の必要性を啓発するとともに、支援制度の周知・利用促進を図り、建築物等の耐震化を促進することが必要である。
- 木造住宅密集地域は、火災の延焼による被害の拡大が想定されていることから、この地域における老朽建築物の更新等の不燃化対策を促進することが必要である。

区民の防災力向上

- 災害時には、自助・共助の取組が必要不可欠であることから、自助・共助の必要性について平常時からの意識啓発を推進し、地域の防災力の向上を図ることが必要である。

推進方針

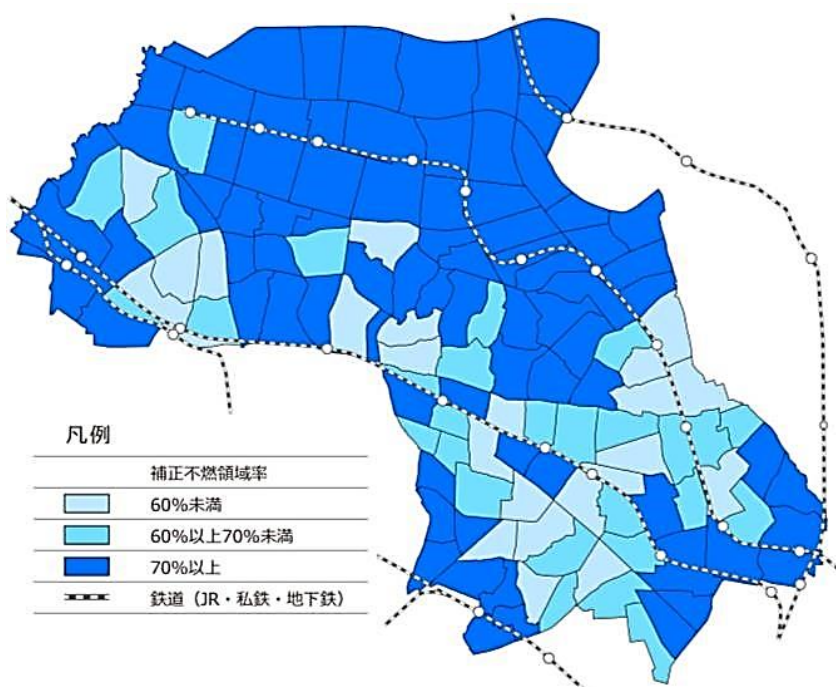
不燃化の促進

- 市街地再開発を推進し、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保等により、防災性・安全性の高い市街地の形成を推進する。
- 火災の延焼防止や防災活動拠点として活用できる公園について、施設の整備、災害用トイレ・かまどベンチの設置等の防災機能の充実、バリアフリー化等を推進する。

- 災害時における火災の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都市計画道路の整備を着実に進め、沿道建築物の不燃化と併せて地域の防災性向上を図る。
- 新耐震基準導入以前に建築された民間建築物の所有者等が行う建築物の耐震診断・改修等に要する経費の一部を助成して建築物の安全性の向上を図る。
- 木造住宅密集地域の解消に向けて、共同住宅建替えの促進、住まいの改善等を契機とした耐震化の促進、新たな防火規制区域の指定による不燃化の促進、細街路の拡幅整備等の取組を進める。

区民の防災力向上

- 区民や事業者が災害時に地域で応急活動を迅速に行い、被害を最小限にとどめることができるよう、訓練や防災意識の啓発に努め、自助・共助による地域防災力の向上を図る。
- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とあるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、各種防災マニュアルを活用しさらなる防災意識の啓発を推進する。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。
- 初期消火や救出・救助等の活動を災害時に的確かつ迅速に実施できる消防団の活動体制の充実を図る。



「町丁目別補正不燃領域率」(東京都土地利用現況 H23 より推計)

【出典：板橋区都市づくりビジョン】

1-2 不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

耐震化の促進

- 首都直下地震発生の切迫性が指摘されるなか、災害に強いまちづくりを進めるため、建物の不燃化や耐震化、公園や避難道路の整備等を促進することが必要である。（1-1 再掲）
- 区有建築物についても、建物の倒壊等による被害の拡大を防ぐため、計画的に施設を更新することが必要である。
- 区内には、耐震性が不足する建築物等が依然として多く残っている。建築物等の倒壊による死傷者及び火災の発生を防止するため、建築物等の耐震化の必要性を啓発するとともに、支援制度の周知・利用促進を図り、建築物等の耐震化を促進することが必要である。（1-1 再掲）
- 木造住宅密集地域は、火災の延焼による被害の拡大が想定されていることから、この地域における老朽建築物の更新等の不燃化対策を促進することが必要である。（1-1 再掲）
- 緊急輸送道路に指定されている道路は、救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。
- 屋内収容物の転倒・落下・移動による被害を抑制するため、平常時から家具類の固定や飛散防止等の備えを講じることが必要である。

区民の防災力向上

- 災害時には、自助・共助の取組が必要不可欠であることから、自助・共助の必要性について平常時からの意識啓発を推進し、地域の防災力の向上を図ることが必要である。（1-1 再掲）

推進方針

耐震化の促進

- 「公共施設等ベースプラン」等により、公共施設や障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉施設等の老朽化対策や施設更新を推進する。
- 市街地再開発を推進し、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保等により、防災性・安全性の高い市街地の形成を推進する。（1-1 再掲）
- 新耐震基準導入以前に建築された民間建築物の所有者等が行う建築物の耐震化を支援し、建築物の安全性の向上を図る。
- 老朽建築物や空き家等に対し指導や支援を行い、除却、適正管理や利活用等の推進により老朽建築物等を減少させ、安心・安全で快適なまちの形成を推進する。

- 緊急輸送道路沿道では、災害時に建築物の倒壊により緊急輸送道路が閉塞されないように、耐震化に関わる助成制度を活用した、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- 街路樹について、樹木診断の健全度診断結果等を参考に計画的な管理に努め、道路の安全性向上を図る。
- 沿道部における倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去、生垣化等、接道部の危険なブロック塀等の安全対策、緑化推進によってまちの安全性向上を図る。
- 区の相談体制、広報活動、普及活動、町会・自治会や関係団体等との連携の充実を図り、耐震化の必要性の周知や制度の利用促進を推進する。

区民の防災力向上

- 区民や事業者が災害時に地域で応急活動を迅速に行い、被害を最小限にとどめることができるよう、訓練や防災意識の啓発に努め、自助・共助による地域防災力の向上を図る。（1-1 再掲）
- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、各種防災マニュアルを活用しさらなる防災意識の啓発を推進する。（1-1 再掲）
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。（1-1 再掲）
- 初期消火や救出・救助等の活動を災害時に的確かつ迅速に実施できる消防団の活動体制の充実を図る。（1-1 再掲）
- 家具転倒防止器具に関する支援や啓発を実施することにより、区民に家具を固定することの重要性を周知して普及を図る。



「免振装置の工事の様子」

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

避難体制の確立

- 浸水想定区域を事前に区民等へ周知することは、区民等の防災意識の向上や自主避難態勢の確立等、洪水被害等の軽減に極めて有効であることから、継続的な周知に努めることが必要である。
- 区内を流れる4つの河川について、荒川とその他の河川（石神井川、新河岸川、白子川）に分け2種類の洪水ハザードマップを作成しているが、首都高速5号池袋線以北は、荒川氾濫時に5m以上浸水する恐れがある地域が多く存在していることから、それらの地域における避難対策の周知徹底や水害に強いまちづくりを行っていくことが必要である。
- 浸水想定区域の被害に対応できる避難場所が限られているため、緊急時に命をつなぐ高台の避難場所や、避難場所から区南部の高台へ避難する経路の整備が必要である。

推進方針

避難体制の確立

- 板橋区洪水ハザードマップ荒川氾濫版における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に指定された地域について、緊急一時避難場所や高台への避難経路の確保、必要に応じた防災備蓄を行い、水害に強いまちづくりを推進する。
- 荒川氾濫時の浸水被害想定地域において、早い段階からの避難ができなかった場合でも、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「水防災 ひと・まちづくり」を推進する。
- 区民の水害に対する理解を深め円滑な避難行動につなげるため、洪水ハザードマップ等を活用した啓発活動を推進する。
- 自助・共助を中心にコミュニティタイムラインの導入も含めた地域の災害対応能力の向上をめざした「コミュニティ防災」を推進する。
- 「板橋区水害避難等対応方針」に基づき、風水害時の具体的な対応を確立する。



「板橋区かわまちづくり 計画整備イメージ」

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

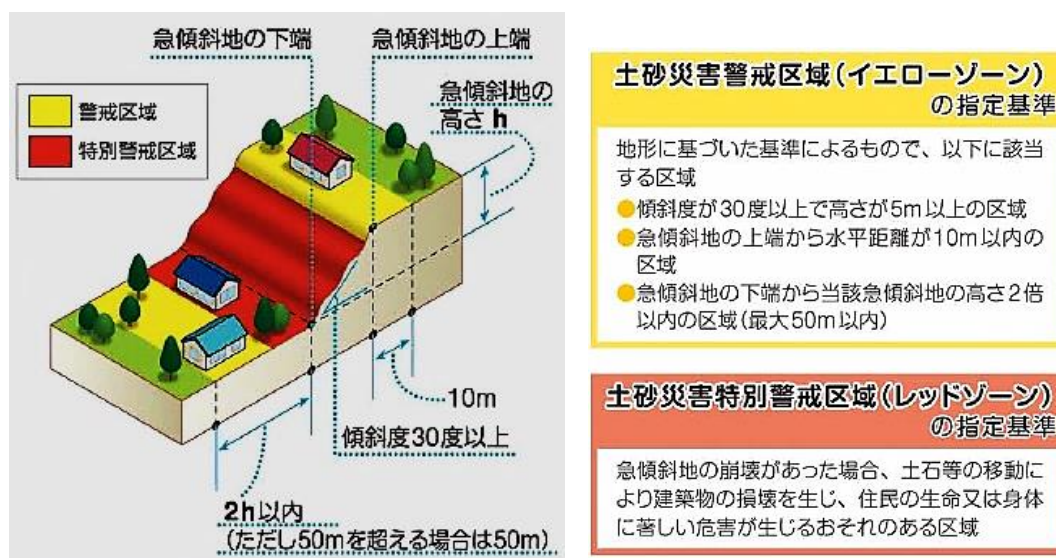
土砂災害対策の推進

- 土砂災害警戒区域等を事前に周知することは、区民等の防災意識の向上や自主避難態勢の確立等、被害防止や軽減に極めて有効であることから、継続的な周知に努めることが必要である。
- 土砂災害警戒区域内のよう壁・崖の安全化対策を促進するため、それらの土地、建物の所有者に対し、注意喚起や助言を行うとともに、改修に係る工事費助成等の支援を行うことが必要である。

推進方針

土砂災害対策の推進

- 土砂災害警戒区域等の土砂災害の恐れがある地区について、土砂災害ハザードマップを活用した危険の周知、避難所等の情報発信を行い、的確な避難行動をとるための知識の普及を図る。
- 土砂災害の危険性が高い箇所に対し、調査・指導を行っていくとともに、改修補強工事助成制度の活用等、所有者の安全確保に向けた取組に対する支援を推進する。



「土砂災害計画区域の概要」

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

情報伝達の強化

- 災害時に、区民等に必要な情報を適切に届けるため、情報提供手段の多様化や継走網の整備等、情報伝達体制の構築が必要である。

避難行動要支援者対策の推進

- 自力での避難が困難な高齢者・障がい者等の要配慮者が、迅速かつ確実に避難することができるようにするため、個別避難計画の作成による避難支援や的確な情報伝達体制を確立していくことが必要である。

区民の防災力向上

- 災害時には、自助・共助の取組が必要不可欠であることから、自助・共助の必要性について平常時からの意識啓発を推進し、地域の防災力の向上を図ることが必要である。（1-1 再掲）

推進方針

情報伝達の強化

- 区の公式ホームページの機能強化や、防災メール、SNS等、多様な情報提供ツールの活用により、区民への情報提供体制の強化を推進する。
- 情報伝達訓練等を通じて、避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行える体制の整備を推進する。
- 区の公式ホームページにおいて、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定、自動翻訳機能を活用した多言語化等、バリアフリー化を推進し、要配慮者に配慮した情報提供を推進する。

避難行動要支援者対策の推進

- 福祉施設における災害時のBCP（事業継続計画）の整備・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を通して、要配慮者の安心・安全の確保の取組を推進する。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難な方から同意を得たうえで、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる住民防災組織及び民生委員等の避難支援関係者に提供することにより、平常時から地域における支援体制の強化を図る。
- 避難行動要支援者について、災害時の具体的な避難行動を一人ひとりの状況に合わせて確認する、個別避難計画の作成を推進する。

区民の防災力向上

- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とあるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、各種防災マニュアルを活用しさらなる防災意識の啓発を推進する。（1-1 再掲）

事前に備えるべき目標 2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性の評価

備蓄品の確保

- 災害時のあらゆる状況に対応できる備蓄体制を構築するため、防災備蓄倉庫の整備と備蓄物資の適切な管理を行うとともに、長期化する恐れのある避難生活にも対応するため、各家庭での備蓄を進めることが必要である。
- ライフラインや流通経路の停止が長期間に及ぶ場合に備えるため、他自治体や民間団体等と協定を締結し、食料等の確保に万全を期しておくことが必要である。
- すべての避難者が平等に支援を受けられる避難所とするため、LGBTQや要配慮者等を考慮した備蓄品目の拡充を図るとともに、福祉避難所においては、避難者の特性に応じた備蓄品目を確保することが必要である。
- 地震等により水道施設が被害を受け、復旧に長期間を要する場合に備え、飲料水等の確保のため、応急給水体制を整備、確立しておくことが必要である。

推進方針

備蓄品の確保

- 備蓄物資の最適化の方針を踏まえ、区の備蓄、備蓄倉庫の最適化を図る。また、東京都による備蓄の再整備・輸送拠点の整備に合わせて、効果的な備蓄の確保を推進する。
- 食料、飲料水等の家庭内備蓄の重要性、方法等の周知を強化し、自助による備蓄の推進を図る。
- 他自治体や団体等と連携・協力して、情報提供や食料供給、緊急物資の収集配送等に対応できるように、防災協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める。
- 福祉避難所について、要配慮者の避難に備え各施設との災害時協定締結や必要な物資の配備及び運営体制の構築を図る。
- 都水道局が進める多面的な飲料水確保策を踏まえ、区民の自助・共助による応急給水について、訓練等の支援を行う。
- 災害時における物資を確保するため、輸送体制に関する防災協定等を活用した、災害に強い物流ネットワークの構築を支援する。
- 中継（ハブ）倉庫の設置を推進し、現在、避難所以外の場所にある倉庫に配備せざるを得ない物資を含めて各避難所の配備体制を見直し、平常時から効率的・効果的な災害用備蓄・受援体制の確立を図る。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の評価

区民の防災力向上

- 災害時には、自助・共助の取組が必要不可欠であることから、自助・共助の必要性について平常時からの意識啓発を推進し、地域の防災力の向上を図ることが必要である。（1-1 再掲）

推進方針

区民の防災力向上

- 区民や事業者が災害時に地域で応急活動を迅速に行い、被害を最小限にとどめることができるよう、訓練や防災意識の啓発に努め、自助・共助による地域防災力の向上を図る。（1-1 再掲）
- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、各種防災マニュアルを活用しさらなる防災意識の啓発を推進する。（1-1 再掲）
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。（1-1 再掲）
- 初期消火や救出・救助等の活動を災害時に的確かつ迅速に実施できる消防団の活動体制の充実を図る。（1-1 再掲）



「防災訓練の様子」



「区民消火隊ポンプ操法大会の様子」

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

脆弱性の評価

事業所との連携

- 大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、区内の駅周辺や大規模集客施設等での混乱が想定されていることから、帰宅困難者の受入れ備蓄体制の強化等、区内事業所の防災力を一層向上させることが必要である。

一時滞在スペースの確保

- 災害時の帰宅困難者による混乱を最小限に抑えるため、区内事業所との協定等により、帰宅困難者が滞在する一時滞在施設を確保、拡充することが必要である。

推進方針

事業所との連携

- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容（従業員の帰宅抑制、3日分の水・食糧等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等）について、区民、事業者、学校等への周知を図る。
- 行政や地域との協定締結や、事業所の防災計画の作成促進等により、災害時に事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進する。

一時滞在スペースの確保

- 一時滞在施設の確保に向けて、市街地再開発事業等の大規模開発時において一時滞在施設の整備等を誘導し、帰宅困難者を円滑に受け入れる対策を推進する。
- 帰宅支援のための代替輸送手段や、東京都の一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションとの連携、地域での取組を推進する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の評価

災害医療体制の構築

- 災害時には適切な救急活動を迅速に実施することが求められることから、平常時から医療関係団体との連携を構築しておくことが必要である。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路に指定されている道路は、救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。（1-2 再掲）

推進方針

災害医療体制の構築

- 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を強化することで、災害時における医療体制の確保を推進する。
- 国、東京都の関係各局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。
- 医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、医薬品等の卸売販売業者を活用した医薬品等の供給体制の強化を図る。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路沿道では、災害時に建築物の倒壊により緊急輸送道路が閉塞されないように、耐震化に関わる助成制度を活用した、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。（1-2 再掲）

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

脆弱性の評価

感染症対策の推進

- 災害時の感染症の発生や感染拡大を防止するため、平常時から手洗い、咳エチケットの励行等、感染症予防対策の普及を行うことが必要である。

避難所の環境整備

- 避難所内で感染症が発生した場合の対応を検討しておく必要がある。
- 発熱や咳等の感染症を疑う症状を認める避難者の避難所における専用スペースを確保することが必要である。

備蓄品の確保

- 避難所における感染症対策のため、備蓄品目の拡充や必要量の見直しを行うことが必要である。

推進方針

感染症対策の推進

- 感染症に関する正しい知識の普及を図り、発生情報を迅速かつ適切に収集・伝達することによって、感染症の発生や感染拡大の防止を図る。

避難所の環境整備

- 平常時から感染者用の避難場所を確保し、感染者に対する事前の避難先等の伝達、避難の必要性の確認、移動方法の体制を整える。
- 感染症に関する正しい知識の普及及び啓発に必要な媒体等の避難所への整備を促進する。
- 発熱や咳等の症状を認める避難者のための専用スペースを避難所において事前に確保し、症状のない避難者と有症状の避難者との生活動線が極力交わらないようにする。また、避難者の状況悪化時には救急搬送を含め医療機関へつなぐ体制の構築を図る。

備蓄品の確保

- 感染症等、広範囲にわたる健康危機に対して、マスクや消毒液、防護用品等の備蓄の更新や、施設における感染症対策の徹底を図る。

2-6 劣悪な避難生活や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性の評価

福祉避難所の充実

- 避難行動要支援者の安否確認と指定避難所までの移送手段を確保するため、要配慮者の種別に応じた避難計画の作成や福祉避難所の整備を推進することが必要である。

避難所の環境整備

- 避難所における安全・安心の確保や、LGBTQ、女性、要配慮者、外国人等の多様なニーズに対応するため、さらなる物資確保や避難所の環境改善に取り組むことが必要である。

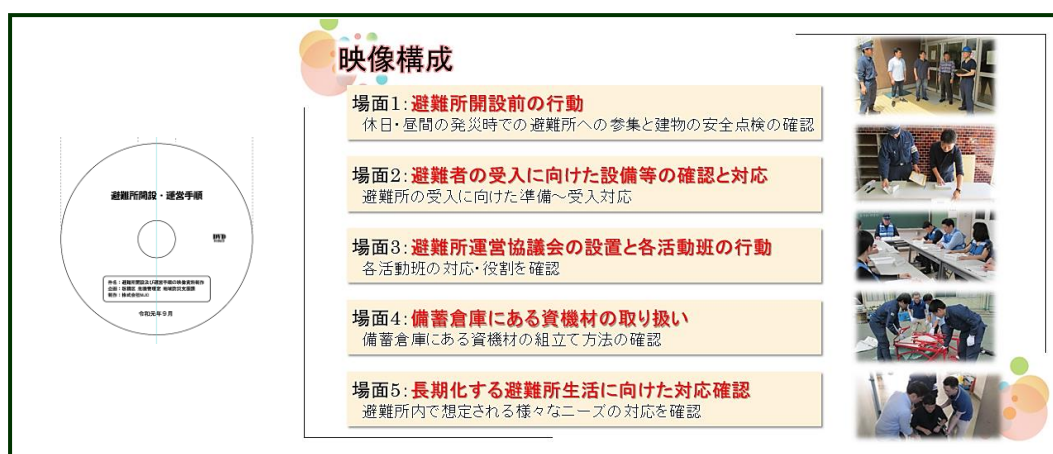
推進方針

福祉避難所の充実

- 避難行動要支援者をはじめ要配慮者の受け入れ態勢を確保し、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を推進する。
- 福祉避難所の体制整備を進めるとともに、BCP（事業継続計画）に基づく福祉サービスの提供を図る。

避難所の環境整備

- 情報通信手段の確保のため、避難所として必要な情報通信インフラの整備を推進する。
- 避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や女性の視点や要配慮者のニーズを踏まえた、避難所の整備・充実を図る。
- LGBTQ等を含む多様なニーズに配慮した避難所の運営体制を確保するため、日頃から、住民防災組織等の地域の組織において、避難所等でリーダーとなる人材の育成を図る。



「避難所開設・運営手順DVD」（令和元年9月作成）

事前に備えるべき目標 3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

脆弱性の評価

区民の防犯意識向上

- 地域における防犯体制の強化のため、防犯意識の啓発活動の充実を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進める必要がある。

防犯対策の推進

- 災害時は様々な社会的混乱が起きることが予測されるため、平常時から警察署や町会・自治会、関係機関が連携し、区民の生命の安全確保や各種犯罪の予防、取締りや見守り等の体制を構築する必要がある。

推進方針

区民の防犯意識向上

- 地域住民や関係団体・事業者・関係機関と連携し、防犯意識の啓発と主体的な防犯活動を推進し、区民の安全確保と体感治安の向上を図る。

防犯対策の推進

- 防犯性の高い住環境を形成するため、地域団体等に対して、犯罪抑止の効果が期待される防犯設備の設置等の補助を推進する。
- 防犯力が向上した安全・安心なまちの実現に向け、地域の自主的な防犯活動を支援し、住民、事業所による防犯見守り活動を促進する。

3-2 区の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性の評価

施設の防災機能強化

- 区有建築物についても、建物の倒壊等による被害の拡大を防ぐため、計画的に施設を更新することが必要である。（1-2 再掲）

行政機能の維持

- 発災時に迅速な災害対応ができる区の初動体制及び業務継続体制を確立することが必要である。
- 災害時の応急対策を的確に実施するためには、その主力となる職員の確保が極めて重要であるため、職員の確実な参集体制の構築や意識の徹底を図ることが必要である。

推進方針

施設の防災機能強化

- 「公共施設等ベースプラン」等により、公共施設や障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉施設等の老朽化対策や施設更新を推進する。（1-2 再掲）

行政機能の維持

- 区と自衛隊・警察・消防等の関係機関が一体となって活動を展開できるよう、訓練等を通じて本部体制の検証・見直しを実施し、災害対応・総合調整機能、連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢の構築を推進する。
- 協定自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。
- B C P（業務継続計画）の見直しを随時行い、行政機能の維持を図る。また、職員一人ひとりが B C P 及び災害対策業務の内容を十分に理解し、災害時に限られた人数であっても実際に行動できるよう、平常時から災害対応への意識を高めていく。
- 少ない人員でも必要な業務を進められるように、I C T を活用した業務の効率化等、デジタルトランスフォーメーション（D X）を推進する。
- 職員の安否及び参集状況の確認訓練等、職員の早期参集体制を確立するための対策を推進する。

事前に備えるべき目標 4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性の評価

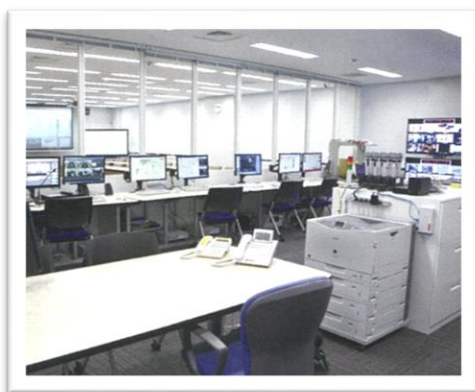
情報通信手段の確保

- 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるため、多数の情報発信手段における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要である。
- 電力供給が停止した場合でも確実な情報通信を行うため、発電機の配備等のエネルギー確保の対策が必要である。

推進方針

情報通信手段の確保

- 防災行政無線、災害時優先電話、衛星携帯電話等、多様な通信手段の配備により、外部機関との重層的な連絡体制の構築を推進する。
- ライフラインの耐震化、災害時における電源の確保、防災備蓄の充実等を推進し、災害時における防災上重要な業務の継続性の確保を図る。
- 災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、発電機等の機器の充実や、燃料確保に関する協定等の整備を推進する。
- 情報伝達訓練等を通じて、避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行える体制の整備を推進する。(1-5 再掲)
- 本庁舎の防災センター機能が停止した場合のバックアップセンターとして、赤塚支所に整備している防災関連機器の適切な維持管理を行い、バックアップ機能の維持を図る。



「防災センター」



「防災行政無線」

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性の評価

情報通信手段の確保

- 災害時に区民等に必要な情報を適切に届けるため、多数の情報発信手段における情報処理体制や情報発信体制の構築が必要である。(4-1 再掲)
- 防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等、確実な情報伝達ができる体制となっていないことから、他媒体の活用や新たな情報発信、伝達手段を調査、研究し、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

推進方針

情報通信手段の確保

- 情報通信手段の確保のため、避難所として必要な情報通信インフラの整備を推進する。(2-6 再掲)
- 区の公式ホームページの機能強化や、防災メール、SNS等、多様な情報提供ツールの活用により、区民への情報提供体制の強化を推進する。(1-5 再掲)

ホームページなどを確認!

[板橋区公式ホームページ](https://www.city.itabashi.tokyo.jp/)
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

[気象庁ホームページ](https://www.jma.go.jp/jma/index.html)
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

[東京都 水防災総合情報システム](http://www.kaseon-saibo.mof.go.tokyo.jp/lny/taimo101g.html)
<http://www.kaseon-saibo.mof.go.tokyo.jp/lny/taimo101g.html>

[板橋区防災・防災情報ツイッター](https://twitter.com/itabashi_bousai)
[@itabashi_bousai](https://twitter.com/itabashi_bousai)

[国土交通省 川の防災情報](https://www.river.go.jp/portal/#80)
<https://www.river.go.jp/portal/#80>

[板橋区気象情報](http://www.mksosm.jp/itabashi/)
<http://www.mksosm.jp/itabashi/>

情報は他にも!

防災行政無線
 区内165箇所に屋外スピーカーを設置しています。災害時、避難所などの防災情報を伝えます。非常事態であることに気付いてから伝達することが第一の目的です。詳細情報の発信は難しい点に、ご理解をお願いします。

緊急連絡メール(エリアメール)
 台風などの緊急時に、区からのお知らせ、取組が促進する大規模災害などが、災害発生の際があるエリア内全ての携帯電話、スマートフォンに一斉配信されます。※強制の必要はありません。※送信料はかかりません。

電話応答サービス
 防災行政無線から流れた放送が聞こえなかったときに、電話で放送内容を聴取できるサービスです。☎0120-357-411(無料) ※放送内容は録音です。24時間必ず対応させていただきます。

災害用伝言ダイヤル「117」の使い方
 電話で伝言を残すことができます。災害が発生する前に、家族と意思の疎通を決めておきましょう。※携帯電話からは災害用伝言サービスが利用できません。

災害時はスマートフォンが活躍

災害時の情報収集において、テレビやラジオだけでなく、インターネットやSNSを活用したスマートフォンによる情報収集も有効とされています。避難所ではスマートフォンを持っていない方や使い慣れていない方向けに「防災スマホ教室」を実施しています。

☑ 地域防災支援課 地域防災課 ☎3579-2152

情報収集のしかた
 防災関係機関などの広域を聞き漏らさないようにし、正しい情報を収集しましょう。間違った情報に惑わされたり、自分自身が間違った情報の発信元にならないようご注意ください。

テレビで情報収集!

NHK総合テレビ データ放送(4ボタン)
 NHK総合テレビにチャンネルを合わせると、災害情報が字幕アフレコで流れます。より詳しい情報を確認したい場合は、(4ボタン)を押すと、データ放送画面が表示されます。ここで「地域の防災・生活情報」を選択し、収録済みの災害関連情報をテレビ画面で確認できます。

J-COMチャンネル(11チャンネル)
 テレビリモコンの11チャンネルを押すと、災害状況や避難所などの災害情報、避難所に向けた生活支援情報などを放送しています。J-COMの受信機にお住まいの方であれば、無料で見ることができます。※住所や建物によっては視聴できない場合があります。※テレビ本体のチューナーで視聴する場合、テレビのチャンネル再設定が必要になる場合があります。

携帯電話やスマートフォンを活用!

板橋区防災メール
 災害が発生する各種災害情報、区で転送する雨量・河川水位情報、区からの緊急なお知らせなどを電子メールで配信します。

メール配信内容(配信内容選択可能)
 ① 気象情報
 ② 土砂災害警戒情報
 ③ 記録的短時間大雨情報
 ④ 地震情報
 ⑤ 火山情報
 ⑥ 南海トラフ地震情報
 ⑦ 避難情報
 ⑧ 河川水位情報
 ⑨ 緊急情報
 ⑩ 板橋区からのお知らせ

Yahoo!防災速報アプリ(スマートフォン用)
 避難所が提供する避難所開設情報や、防災に関する緊急情報を受け取ることができる無料アプリです。※通信料が発生します。

板橋区防災マップアプリ(スマートフォン用)
 インターネットに接続できない状態でも、板橋区防災マップを閲覧することができる無料アプリです。地上上で避難所などの防災関係施設と現在地を接続し、進行方向が案内されます。※通信料が発生します。

「情報収集のしかた」【出典：防災ガイド】

事前に備えるべき目標 5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性の評価

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路に指定されている道路は、救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。（1-2 再掲）

事業者の防災対策

- 事業者は、災害時に重要業務を継続するとともに、災害後の経済活動の継続、区民生活の再建、都市の復興を図るため、最大の努力をすることが必要である。

推進方針

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路沿道では、災害時に建築物の倒壊により緊急輸送道路が閉塞されないように、耐震化に関わる助成制度を活用した、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。（1-2 再掲）

事業者の防災対策

- 区内の中小企業に対し、災害時のリスク軽減や、災害発生後の速やかな事業復旧のためのBCP（事業継続計画）策定に関する支援を推進する。

事前に備えるべき目標 6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・ガス・上下水道等の供給機能の停止

脆弱性の評価

ライフラインの確保

- 都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るとともに、インフラ設備の整備及び維持管理を強化するため、関係する官民への働きかけと協力体制を構築することが必要である。
- ライフラインの停止は、市民生活をはじめ災害応急活動等に多大な影響を及ぼすことから、災害に強い都市基盤整備を進めるとともに、災害時に必要な水や燃料等が確実に確保できる仕組みを構築していくことが必要である。

推進方針

ライフラインの確保

- ライフラインの耐震化、災害時における電源の確保、防災備蓄の充実等を推進し、災害時における防災上重要な業務の継続性の確保を図る。（4-1 再掲）
- 災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、発電機等の機器の充実や、燃料確保に関する協定等の整備を推進する。（4-1 再掲）
- 災害時にライフラインの早期復旧の一助となるよう、道路や土地の形状に関する調査を推進する。



「備蓄物資（可搬型 LP ガス発電機と LP ガスボンベ）」

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性の評価

道路・橋りょう等の整備

- 緊急輸送道路に指定されている道路は、救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。（1-2 再掲）
- 災害時に交通や輸送の分断を防ぐため、道路・橋りょうの安全対策等を確実に進めていくことが必要である。
- 高島平地区等、区内の液状化が発生する危険のある地域においては、液状化対策が必要である。

推進方針

道路・橋りょう等の整備

- 緊急輸送道路沿道では、災害時に建築物の倒壊により緊急輸送道路が閉塞されないように、耐震化に関わる助成制度を活用した、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。（1-2 再掲）
- 道路・橋りょうの点検・補修等、適切な維持管理を行うことにより、安全で快適な環境の確保を図る。
- 迅速な消火・救助活動や避難のため、都市計画道路の整備、無電柱化等、災害に強いまちを支える交通インフラの強化を促進する。
- 液状化予測図を区民に情報提供する。また、東京都が作成した木造住宅等の建築物を対象とした液状化対策の指針を活用して、液状化対策に係る取組を推進する。
- 連続立体交差事業等を実施することにより踏切をなくし、災害時における交通の円滑化や地域分断の防止を図る。



「加賀橋（橋りょう点検者による点検）」【出典：板橋区橋りょう長寿命化修繕計画（第2期）】

事前に備えるべき目標 7

制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性の評価

不燃化の促進

- 首都直下地震発生の切迫性が指摘されるなか、災害に強いまちづくりを進めるため、建物の不燃化や耐震化、公園や避難道路の整備等を促進することが必要である。(1-1 再掲)
- 区内には、耐震性が不足する建築物等が依然として多く残っている。建築物等の倒壊による死傷者及び火災の発生を防止するため、建築物等の耐震化の必要性を啓発するとともに、支援制度の周知・利用促進を図り、建築物等の耐震化を促進することが必要である。(1-1 再掲)
- 木造住宅密集地域は、火災の延焼による被害の拡大が想定されていることから、この地域における老朽建築物の更新等の不燃化対策を促進することが必要である。(1-1 再掲)

区民の防災力向上

- 災害時には、自助・共助の取組が必要不可欠であることから、自助・共助の必要性について平常時からの意識啓発を推進し、地域の防災力の向上を図ることが必要である。(1-1 再掲)

推進方針

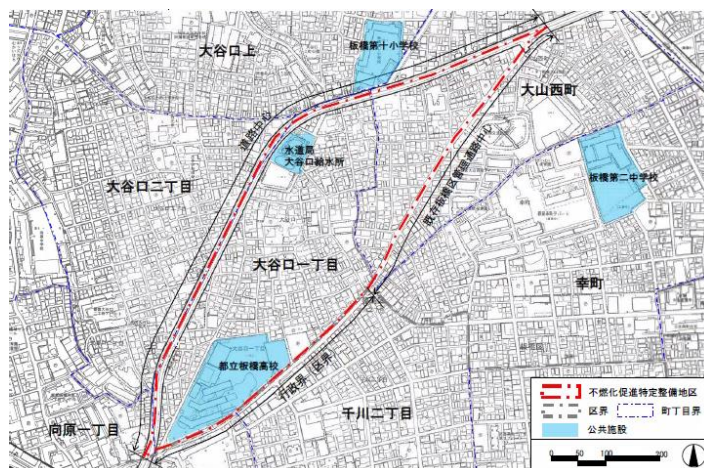
不燃化の促進

- 市街地再開発を推進し、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保等により、防災性・安全性の高い市街地の形成を推進する。(1-1 再掲)
- 火災の延焼防止や防災活動拠点として活用できる公園について、施設の整備、災害用トイレ・かまどベンチの設置等の防災機能の充実、バリアフリー化等を推進する。(1-1 再掲)
- 災害時における火災の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都市計画道路の整備を着実に進め、沿道建築物の不燃化と併せて地域の防災性向上を図る。(1-1 再掲)
- 新耐震基準導入以前に建築された民間建築物の所有者等が行う建築物の耐震診断・改修等に要する経費の一部を助成して建築物の安全性の向上を図る。(1-1 再掲)

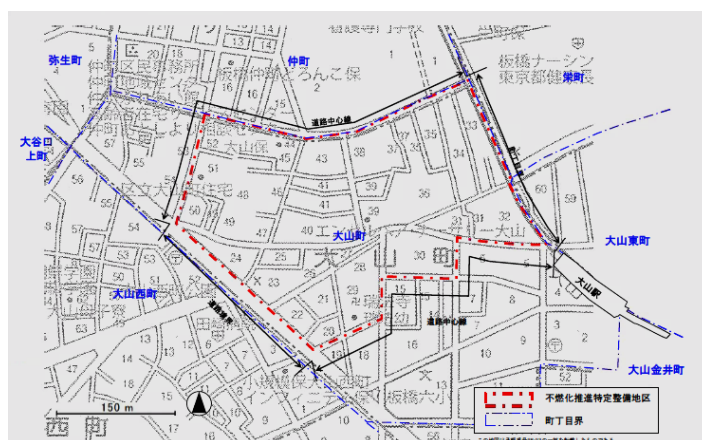
- 木造住宅密集地域の解消に向けて、共同住宅建替えの促進、住まいの改善等を契機とした耐震化の促進、新たな防火規制区域の指定による不燃化の促進、細街路の拡幅整備等の取組を進める。(1-1 再掲)

区民の防災力向上

- 区民や事業者が災害時に地域で応急活動を迅速に行い、被害を最小限にとどめることができるよう、訓練や防災意識の啓発に努め、自助・共助による地域防災力の向上を図る。(1-1 再掲)
- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、各種防災マニュアルを活用しさらなる防災意識の啓発を推進する。(1-1 再掲)
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。(1-1 再掲)
- 初期消火や救出・救助等の活動を災害時に的確かつ迅速に実施できる消防団の活動体制の充実を図る。(1-1 再掲)



「不燃化特区 大谷ロー一丁目周辺地区」



「不燃化特区 大山駅周辺西地区」

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性の評価

耐震化の促進

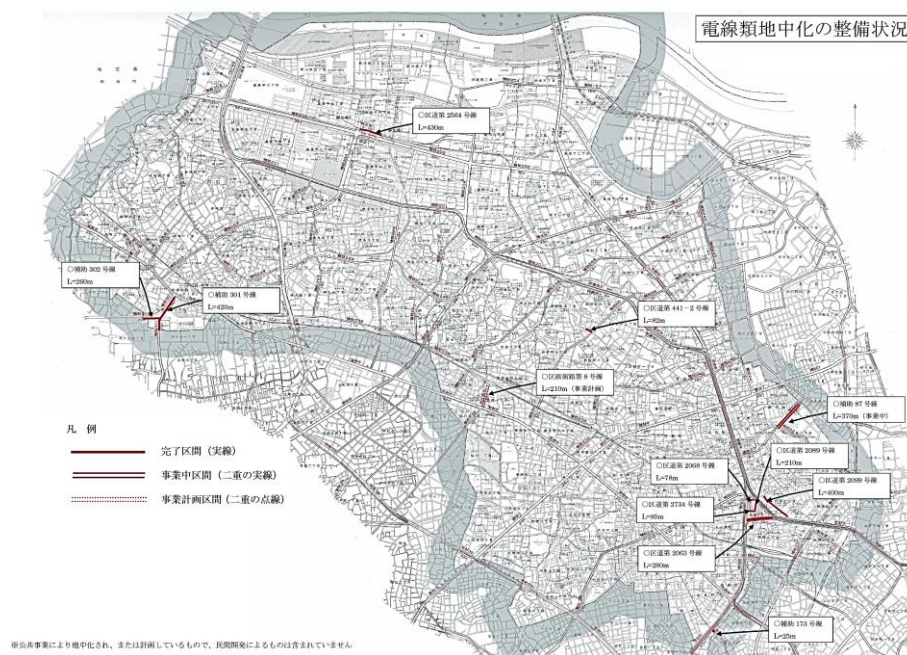
- 首都直下地震発生の切迫性が指摘されるなか、災害に強いまちづくりを進めるため、建物の不燃化や耐震化、公園や避難道路の整備等を促進することが必要である。（1-1 再掲）
- 緊急輸送道路に指定されている道路は、救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。（1-2 再掲）
- 区内には、耐震性が不足する建築物等が依然として多く残っている。建築物等の倒壊による死傷者及び火災の発生を防止するため、建築物等の耐震化の必要性を啓発するとともに、支援制度の周知・利用促進を図り、建築物等の耐震化を促進することが必要である。（1-1 再掲）
- 木造住宅密集地域は、火災の延焼による被害の拡大が想定されていることから、この地域における老朽建築物の更新等の不燃化対策を促進することが必要である。（1-1 再掲）
- 区有建築物についても、建物の倒壊等による被害の拡大を防ぐため、計画的に施設を更新することが必要である。（1-2 再掲）
- 高島平地区等、区内の液状化が発生する危険のある地域においては、液状化対策が必要である。（6-2 再掲）

推進方針

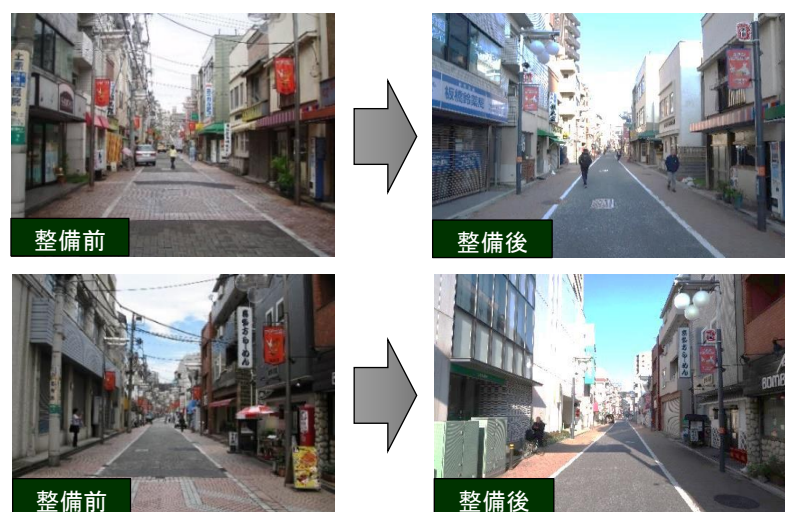
耐震化の促進

- 災害時における火災の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都市計画道路の整備を着実に進め、沿道建築物の不燃化と併せて地域の防災性向上を図る。（1-1 再掲）
- 緊急輸送道路沿道では、災害時に建築物の倒壊により緊急輸送道路が閉塞されないように、耐震化に関わる助成制度を活用した、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。（1-2 再掲）
- 老朽建築物や空き家等に対し指導や支援を行い、除却、適正管理や利活用等の推進により老朽建築物等を減少させ、安心・安全で快適なまちの形成を推進する。（1-2 再掲）
- 新耐震基準導入以前に建築された民間建築物の所有者等が行う建築物の耐震化を支援し、建築物の安全性の向上を図る。（1-2 再掲）
- 街路樹について、樹木診断の健全度診断結果等を参考に計画的な管理に努め、道路の安全性向上を図る。（1-2 再掲）

- 沿道部における倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去、生垣化等、接道部の危険なブロック塀等の安全対策、緑化推進によってまちの安全性向上を図る。(1-2 再掲)
- 迅速な消火・救助活動や避難のため、都市計画道路の整備、無電柱化等、災害に強いまちを支える交通インフラの強化を促進する。(6-2 再掲)
- 「公共施設等ベースプラン」等により、公共施設や障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉施設等の老朽化対策や施設更新を推進する。(1-2 再掲)
- 液状化予測図を区民に情報提供する。また、東京都が作成した木造住宅等の建築物を対象とした液状化対策の指針を活用して、液状化対策に係る取組を推進する。(6-2 再掲)



「板橋区道における電線類地中化の整備状況」(2019年4月現在)



「板橋区内の無電柱化整備事例(板橋宿不動通り商店街)」【出典:板橋区無電柱化推進計画 2025】

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性の評価

有害物質の適正管理

- 区内には、印刷業関連の工場等、有害物質を取り扱う施設が多数存在していることから、災害時の有害物質の拡散・流出を防ぐ対策が必要である。
- 地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が二次被害を受ける危険性があることから、アスベストの飛散防止対策を講じることが必要である。

推進方針

有害物質の適正管理

- 人体や環境に有害な化学物質等を取り扱う事業所に対する適正管理の徹底を指導する等、有害物質の適正管理を推進する。
- アスベストの使用に関する事前調査の結果報告及び、それに基づく周辺住民への説明、工事着手前の事前立ち入り検査等を徹底する等、アスベスト飛散防止対策を推進する。

7-4 風評被害等による経済等への甚大な影響

脆弱性の評価

風評被害の防止

- 感染症拡大による健康被害や有害物質の流出等の風評から、区民等の不安や混乱を解消していくため、正確な被害情報や復旧・復興対策の情報を提供することが必要である。

区の強みとなる地域資源の保全・整備

- 区の魅力や安全性をアピールし、復興後の区への来訪者を誘致するため、区に多数存在している貴重な文化財や魅力的資産を、災害による被害から守る対策が必要である。

推進方針

風評被害の防止

- 区の公式ホームページの機能強化や、防災メール、SNS等、多様な情報提供ツールの活用により、区民への情報提供体制の強化を推進する。（1-5 再掲）
- 災害時における区のイメージの迅速な回復に向けて、ブランド戦略及びシティプロモーションの向上を図り、区の魅力や安全性の積極的な発信を推進する。
- 感染症に関する正しい知識の普及を図り、発生情報を迅速かつ適切に収集・伝達することによって、感染症の発生や感染拡大の防止を図る。（2-5 再掲）
- 人体や環境に有害な化学物質等を取り扱う事業所に対する適正管理の徹底を指導する等、有害物質の適正管理を推進する。（7-3 再掲）

区の強みとなる地域資源の保全・整備

- 区の魅力的資産、貴重な文化財等の被害を最小限に留めるため、文化施設の老朽化対策や施設更新、史跡の適正な管理、史跡公園の整備を推進する。

事前に備えるべき目標 8

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

災害廃棄物処理方法の確立

- 大規模地震や大型化する台風等に被災すると災害廃棄物が大量に排出されることとなるため、適切かつ円滑・迅速に処理できる体制を整備、構築しておくことが必要である。

推進方針

災害廃棄物処理方法の確立

- 大量に発生するがれき、被災ごみ、生活ごみの収集運搬について、混乱した状況下においても、計画的に処理を行えるよう体制の整備を図る。



「災害廃棄物の様子」【出典：板橋区災害廃棄物処理計画】

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

ボランティア等との連携

- 災害時において、多くの被災者に対し、きめ細かな援助を行うには、災害ボランティア等の協力が必要不可欠であることから、ボランティアの能力が十分に発揮でき、効果的な活動を行える体制を構築することが必要である。

区民の防災力向上

- 災害時には、自助・共助の取組が必要不可欠であることから、自助・共助の必要性について平常時からの意識啓発を推進し、地域の防災力の向上を図ることが必要である。（1-1 再掲）

り災証明の発行体制の構築

- 災害時に、被災した家屋等の復旧や生活復興を迅速に行うため、住家被害認定調査やり災証明書の発行体制を構築しておくことが必要である。

行政機能の維持

- 発災時に迅速な災害対応ができる区の初動体制及び業務継続体制を確立することが必要である。（3-2 再掲）

推進方針

ボランティア等との連携

- 災害時に、地域のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区、東京都、地域の社会福祉協議会、区民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

区民の防災力向上

- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、各種防災マニュアルを活用しさらなる防災意識の啓発を推進する。（1-1 再掲）

り災証明の発行体制の構築

- り災証明書の迅速な発行等、被災した区民の生活を速やかに支援するため体制の強化を図る。

行政機能の維持

- B C P（業務継続計画）の見直しを随時行い、行政機能の維持を図る。また、職員一人ひとりが B C P 及び災害対策業務の内容を十分に理解し、災害時に限られた人数であっても実際に行動できるよう、平常時から災害対応への意識を高めていく。（3-2 再掲）
- 少ない人員でも必要な業務を進められるように、I C T を活用した業務の効率化等、デジタルトランスフォーメーション（D X）を推進する。（3-2 再掲）

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

地域コミュニティの構築

- 災害時は、町会・自治会等をはじめとした様々なコミュニティ団体の混乱や機能停止の危険性があることから、平常時からの支援により、地域コミュニティの維持・活性化を図ることが必要である。
- 地域における防犯体制の強化のため、防犯意識の啓発活動の充実を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが必要である。（3-1 再掲）
- 自力での避難が困難な高齢者・障がい者等の要配慮者が、迅速かつ確実に避難することができるようにするため、個別避難計画の作成による避難支援や的確な情報伝達体制を確立していくことが必要である。（1-5 再掲）

推進方針

地域コミュニティの構築

- 平常時からのコミュニティ形成を支援し、災害時における自助・共助による区民の防災力向上を推進する。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。（1-1 再掲）
- 高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難な方から同意を得たうえで、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる住民防災組織及び民生委員等の避難支援関係者に提供することにより、平常時から地域における支援体制の強化を図る。（1-5 再掲）



「コミュニティ防災ワークショップの様子」

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

道路・橋りょう等の整備

- 緊急輸送道路に指定されている道路は、救急救命・消防活動、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。（1-2 再掲）
- 災害時に交通や輸送の分断を防ぐため、道路・橋りょうの安全対策等を確実に進めていくことが必要である。（6-2 再掲）

推進方針

道路・橋りょう等の整備

- 緊急輸送道路沿道では、災害時に建築物の倒壊により緊急輸送道路が閉塞されないように、耐震化に関わる助成制度を活用した、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。（1-2 再掲）
- 道路・橋りょうの点検・補修等、適切な維持管理を行うことにより、安全で快適な環境の確保を図る。（6-2 再掲）
- 迅速な消火・救助活動や避難のため、都市計画道路の整備、無電柱化等、災害に強いまちを支える交通インフラの強化を促進する。（6-2 再掲）
- 連続立体交差事業等を実施することにより踏切をなくし、災害時における交通の円滑化や地域分断の防止を図る。（6-2 再掲）



「立体交差化の整備前後事例」（京成押上線[押上駅～八広駅間]明治通り）

【出典：道路と鉄道の連続立体交差事業パンフレット（東京都建設局）】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

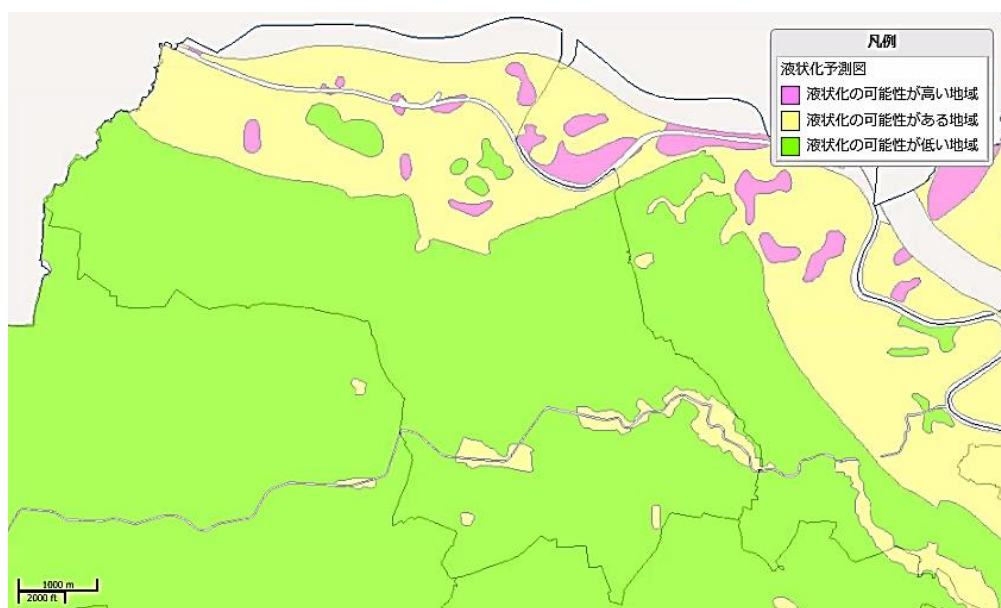
液状化対策の推進

- 高島平地区等、区内の液状化が発生する危険のある地域においては、液状化対策が必要である。（6-2 再掲）

推進方針

液状化対策の推進

- 液状化予測図を区民に情報提供する。また、東京都が作成した木造住宅等の建築物を対象とした液状化対策の指針を活用して、液状化対策に係る取組を推進する。（6-2 再掲）



「東京の液状化予測 平成 24 年度改訂版（液状化予測図）」【東京都土木技術支援・人材育成センター】

板橋区国土強靱化地域計画

編集 板橋区危機管理部防災危機管理課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2154 FAX 03-3963-0150

kk-kikikanri@city.itabashi.tokyo.jp

令和 4 年 3 月発行

刊行物番号 R03-128



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>